

## 論点に対する回答

分野	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減に係る所要の法令上の措置について
省庁名	総務省

一部の行政手続に関しては、各種様式等に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっている、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されているところである。

保育所入所時に提出が必要な「就労証明書」においても、その「様式」及び「デジタル化の状況」が地方公共団体ごとに異なっていることから、作成者である事業者にとっては大きな負担となっている。

以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。

**【論点】 所要の法令上の措置について**

(1) 内閣府においては、就労証明書の標準的な様式を作成し、地方公共団体へ普及させることで、事業者の負担軽減を図っているところ。行政手続のデジタル化の進展を踏まえ、当該標準的な様式の使用を原則とするといった所要の法令上の措置等を講じることも考えられると思われるが、その可否について、自治事務の観点から総務省のお考えをご教示いただきたい。

【参考事例 1】 令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」p. 24)

【参考事例 2】 令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」p. 25)

(2) 保育施設利用の申請及び就労証明書の作成・提出についてデジタルで完結する仕組みにつき、地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、所要の法令上の措置を講ずることも考えられると思われるが、その可否について、自治事務の観点から総務省のお考えをご教示いただきたい。

【参考事例3】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和4年6月7日「規制改革実施計画」p.25)

#### 【回答】

(1) 就労証明書に限らず、一般論として、地方自治法上、国は地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない(地方自治法第1条の2第2項)等とされているが、他方で、事業者が地方公共団体に提出する書類の様式等については、事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上、事務処理の効率性の確保等の観点から必要がある場合には、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する基本的な準則の一部として、国が法令で定めることはできるものと考えられる。

なお、地方自治法上の自治事務については、地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理することができるように特に配慮する必要がある(同法第2条第13項)ことから、お尋ねのような措置を講ずることについては、当該事務を所管する府省庁において、標準的な様式の活用状況や、当該措置を講ずることにより地方公共団体の事務に支障が生じないか等、現行の地方公共団体の事務処理の実態を含め、地方公共団体の意見を聴いて検討することが重要であると考えます。

(2) 就労証明書に限らず、一般論として、地方自治法上、国は地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及

び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（地方自治法第1条の2第2項）等とされている。その上で、地方公共団体に「デジタルで完結する仕組み」により事務処理を完結するよう求める場合、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言を超えて、一律に義務付けるのであれば、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要であり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化の取組との関係性も含め、デジタル庁とも協議の上で、当該事務を所管する府省庁において、具体的な義務付けの根拠を検討することが必要と考える。

なお、いずれにしても、（1）の回答のとおり、地方自治法上の自治事務については、地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理することができるよう特に配慮する必要がある（同法第2条第13項）ことから、お尋ねのような措置を講ずることについては、当該事務を所管する府省庁において、地方公共団体の事務フローの整理、システム改修等の運用準備等に関する地方公共団体の課題や意見を十分に把握することが重要であると考えます。